

オンラインチャージサービスに関する特約の改定
新旧対照表

「オンラインチャージサービスに関する特約」を2023年9月11日より改定させていただくことから法令に従い、お知らせいたします。ただし、利用者に有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。

新	旧
<p>第1条（定義等）</p> <p>本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本特約に定めのない用語の定義及び事項は、マチカ共通約款及びマチカマネー利用約款の定めるところによります。</p> <p>（4）「<u>初回チャージ月</u>」とは、当社による本人確認後クレジットカード情報等又は登録銀行口座を登録し、初回のクレジットチャージサービスの利用日又は初回の銀行口座チャージサービスの利用日の<u>属する月</u>をいいます。</p> <p>別紙2 登録できるクレジットカード</p> <p>クレジットチャージサービスに登録できるクレジットカードは、以下のとおりとします。ただし、プリペイドカード及びデビットカードを除きます。</p> <p>（1）VISAの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</p> <p>（2）Mastercardの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</p> <p><u>（3）JCBの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</u></p> <p><u>（4）AMERICAN EXPRESSの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</u></p> <p>別紙3 オンラインチャージサービス利用の上限額</p> <p>オンラインチャージサービス利用の上限額は、初</p>	<p>第1条（定義等）</p> <p>本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本特約に定めのない用語の定義及び事項は、マチカ共通約款及びマチカマネー利用約款の定めるところによります。</p> <p>（4）「<u>初回利用日</u>」とは、当社による本人確認後クレジットカード情報等又は登録銀行口座を登録し、初回のクレジットチャージサービスの利用日又は初回の銀行口座チャージサービスの利用日をいいます。</p> <p>別紙2 登録できるクレジットカード</p> <p>クレジットチャージサービスに登録できるクレジットカードは、以下のとおりとします。ただし、プリペイドカード及びデビットカードを除きます。</p> <p>（1）VISAの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</p> <p>（2）Mastercardの3Dセキュアを導入しているクレジットカード</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>別紙3 オンラインチャージサービス利用の上限額</p> <p>オンラインチャージサービス利用の上限額は、初</p>

<p>回チャージ月を基準に以下のとおりとします。</p> <p>(1) <u>初回チャージ月</u>より翌月末</p> <ul style="list-style-type: none">・1回の上限額：2万円・1日の上限額：2万円・<u>初回チャージ月</u>の翌月末までの利用合計上限額：10万円 <p>(2) <u>初回チャージ月</u>の翌々月以降</p> <ul style="list-style-type: none">・1回の上限額：5万円・1日の上限額：20万円・1箇月の上限額：20万円	<p>回利用日を基準に以下のとおりとします。</p> <p>(1) <u>初回利用日</u>より翌月末</p> <ul style="list-style-type: none">・1回の上限額：2万円・1日の上限額：2万円・<u>初回利用日</u>の翌月末までの利用合計上限額：10万円 <p>(2) <u>初回利用日</u>の翌々月以降</p> <ul style="list-style-type: none">・1回の上限額：5万円・1日の上限額：20万円・1箇月の上限額：20万円
---	---

以上